

〈ひろぎん〉

 イデコ
iDeCo

ご加入ガイド

自分で選ぶ

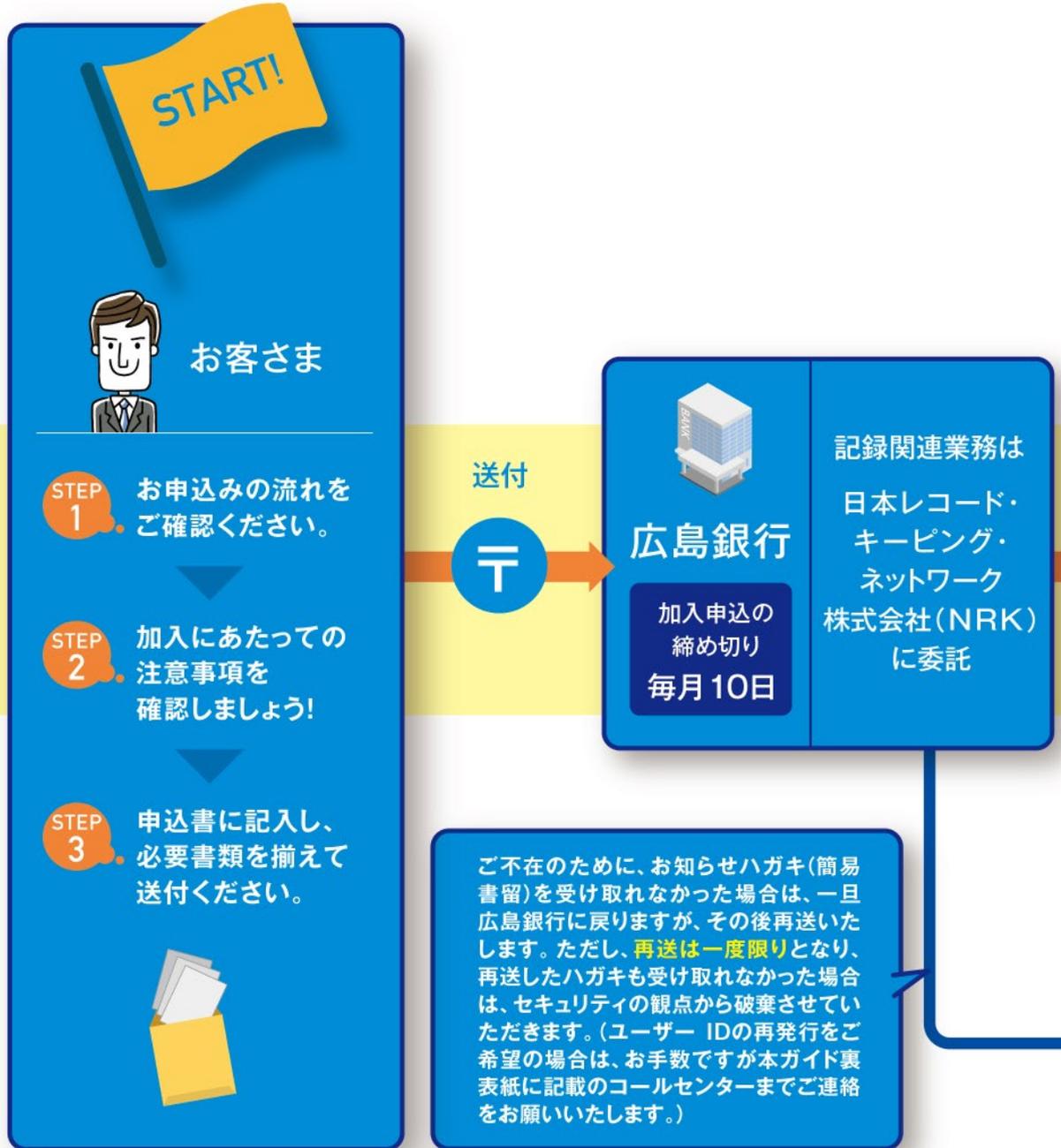
自分で育てる

もうひとつの年金

STEP
1

最初に、お申込みの流れをご確認ください。

〈ひろぎん〉iDeCo^{イデコ} お手続きの流れ



さあ! 〈ひろぎん〉iDeCoについて、

申込書をお送りいただいてから、運用スタートまでの流れです。

 「加入者資格不該当通知書」 または  「個人型年金移換不能通知書」
 (国民年金基金連合会より送付)
 書類送付まで、
約1~2カ月半かかります

認められなかった場合


国民年金基金連合会
 加入資格の確認

 **お客さま**
 認められた場合
 指定の口座に掛金をご用意ください。

掛金引落し



運用スタート!

掛金の引落日から約14営業日後、ご指定商品での運用を開始します。



掛金引落日・金額は、国民年金基金連合会から郵送される「個人型年金加入確認通知書」でご確認ください。

毎月定額納付の方	毎月10日までに受付した場合	翌月から掛金引落しを開始します。
	毎月10日以降月末までに受付した場合	初回掛金引落しが翌々月となり、2ヶ月分まとめて引落しとなる場合があります。
毎月26日が掛金引落日です。(休日の場合は翌営業日)		

※納付月と金額を指定して納付する方は、受付月の翌々月以降に掛金引落しを開始します。

同封のガイドブックで運用方法も確認できます!



Webサービス
ユーザーズガイド

Webサイトの使い方を解説しています。

 ユーザー ID・商品登録完了のお知らせ (NRKより送付)
 書類送付まで、
約1~2カ月半かかります

 「個人型年金加入確認通知書」 または  「個人型年金移換完了通知書」
 (国民年金基金連合会より送付)
 書類送付まで、
約1~2カ月半かかります

※加入者の資格取得日は、「当行の書類受付日」となります。ただし、ご記入内容に不備等がございますと、手続きが遅れることがあります。
 ※書類の記入方法など、ご不明な点はコールセンターへご連絡ください。

詳しい注意点を確認しましょう!

STEP 2

イデコ
〈ひろぎん〉iDeCo

ご加入・移換時の注意事項を確認しましょう!

Check!

1

iDeCo(個人型確定拠出年金)は税制が優遇されます

iDeCoは税制面でたいへんおトクです。



所得税・住民税が軽減

掛金全額について所得控除(小規模企業共済等掛金控除)が適用され、**所得税・住民税が軽減**されます。



運用益は非課税

年金資産の**運用益は非課税**です。



給付時にも優遇

老齢給付金への課税にも**優遇**があります【表1】。



資産への課税も凍結中

年金資産には、別途、特別法人税*1が課税されますが、現在、課税が停止されています。

Check!

2

確定拠出年金の特徴について

掛金をそのまま受取る年金では無いため、注意が必要です。



運用するのは、あなた

将来、受給する年金の資産を運用するのは、**第三者ではなく、加入者等*3自身**です。



年金受給額は未確定

加入者等が、自己判断で運用した結果(年金資産額)を、**そのまま加入者等自身が年金として受給**します。したがって、将来の年金受給額は定まっていません。



掛金を下回る事も

また、**運用成績によって、年金資産額が掛金や移換金の総額を下回る**場合があります。



受給時期が選べる

年金の受給時期を選択することができるため、受給時期を延期した場合、**非課税扱いの運用を継続する機会が得られます**【「5. 給付について」参照】。

- ※1 積立て年金資産の額に対し、年1.173%(法人住民税率0.173%を含む)課税。凍結が解除された場合、加入者等の年金資産はその分、目減りします。
- ※2 受給方法で給付金を区別する場合、年金資産を定期的に分割して受給するものを「年金」、一括で受給するものを「一時金」といいます。
- ※3 掛金をかけている方を「加入者」、掛金はなく年金資産を運用している方を「運用指図者」、両者をあわせて「加入者等」といいます。

表1 老齢給付金の受給方法とその所得の種類

受給方法*2	所得の種類
「年金」(分割受給)	雑所得として「 公的年金等控除 」が適用されます。
「一時金」(一括受給)	「 退職所得 」となります。所得額は((収入金額-退職所得控除額)×1/2)と計算されます。また、他の所得と分離して所得税額が計算されます。

ご加入・移換をご検討されるみなさまへ

必ず、以下をお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入・移換の手続きを行ってください。

Check!

3

掛金について

税制面でも優遇されているため、掛金について制限などがあります。

追納できないから
気をつけなくちゃ!



↑ 掛金には制限が

掛金(月額)には、制限があります。掛金の前納制度はありません。また何らかの理由で、掛金が引き落とされなかった場合、追納もできません。なお、事前の引落予定通知もありませんのでご注意ください。

📊 掛金額の変更も可能

掛金額の変更は、1年(前年12月分の掛金から11月分までの間)に1回だけ、行うことができます。

⊖ 途中で停止もできます

掛金の拠出を任意で停止することができます。手続きはコールセンターにお問い合わせください。

🔗 国民年金と連動

国民年金保険料の未納月に納付した掛金は、還付されますのでご注意ください。また、還付の際には、還付手数料がかかります。

🚫 停止することがあります

【表2】のような場合、掛金の拠出を停止することがありますので、ご注意ください。

Check!

4

中途脱退はできません

中途での解約・引き出しは、原則できません。また、借入れの担保とすることもできません。ただし、以下の受給要件を満たせば脱退一時金を受給することができます。(2017年1月1日以降に加入者資格を喪失した場合)

途中で
の
解約は
できないんだ...



iDeCoの脱退一時金の受給要件

- ① 60歳未満であること
- ② 企業型DCの加入者でないこと
- ③ iDeCoに加入できない者であること(※)
- ④ 日本国籍を有する海外移住者(20歳以上60歳未満)でないこと
- ⑤ 障害給付金の受給権者でないこと
- ⑥ 企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること 又は個人別管理資産の額が25万円以下であること
- ⑦ 最後に企業型DC又はiDeCoの資格を喪失してから2年以内であること

上記の①~⑦のいずれにも該当する必要があります。

企業型DC(確定拠出年金)の脱退一時金の受給要件

〔個人別管理資産額が1.5万円以下である場合〕

- ① 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者及びiDeCo運用指図者ではないこと
- ② 個人別管理資産額が1.5万円以下であること
- ③ 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から6ヶ月を経過していないこと

上記の①~③のいずれにも該当する必要があります。

〔個人別管理資産額が1.5万円を超える場合〕

- ① 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者及びiDeCo運用指図者ではないこと
- ② 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から6ヶ月を経過していないこと
- ③ 60歳未満であること
- ④ iDeCoに加入できない者であること(※)
- ⑤ 日本国籍を有する海外移住者(20歳以上60歳未満)でないこと
- ⑥ 障害給付金の受給権者でないこと
- ⑦ 企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること 又は個人別管理資産の額が25万円以下であること

上記の①~⑦のいずれにも該当する必要があります。

※iDeCoの加入できない者とは以下の方になります。

- ・国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除を申請している、または生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方
- ・日本国籍を有しない海外居住の方

※2016年12月31日以前に資格喪失された方は要件が異なる場合がありますので、コールセンターにお問い合わせください。

表2 加入種別ごとの掛金停止例

第1号加入者	第2号加入者	第3号加入者	任意加入
<ul style="list-style-type: none"> ・掛金*が68,000円/月を超えた場合 ・国民年金の第1号被保険者であることが確認できなかった場合 ・国民年金の保険料の免除等に該当することが確認できた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 年に1回の資格に関する証明書の提出において、 ・適正な証明書の提出がない場合 ・資格喪失事由に該当することが証明書で確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金の第3号被保険者であることが確認できなかった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金の任意加入被保険者であることが確認できなかった場合

※4 掛金の上限は国民年金の付加保険料400円または国民年金基金の掛金額と個人型確定拠出年金の掛金額の合計額によって設定されています。

Check! 5

給付について

請求手続き(裁定請求)を行うことで、年金資産を受給できるのは、以下の場合となります。

給付に
なるのは3つの
場合です



1 老齢給付金

受取り 開始年齢

原則60歳から受取れます。

60歳時点でご加入から10年を経過していない場合は、通算加入者等期間^{※5}に応じて、受取り開始年齢が定められています。(支給を請求せずに75歳になったときは、一時金を請求いただくことになります) 通算加入者等期間^{※5}を有しない60歳以上の方が加入者となった場合、加入者となった日から5年を経過した日より受給の請求が可能となります。

受取り 方法

給付の請求時に年金か一時金の受取りをご選択いただけます。

(年金と一時金の併用も可能です)
年金で給付を受ける場合、支払い予定期間は5年以上20年以下の年単位でご指定いただけます。支払いは右記の中からお選びください。

※受取り開始年齢の約2ヶ月前に、請求手続きに関するお知らせが届出住所に届きます。

老齢給付金の受取り開始可能年齢

受取り開始可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
必要な通算加入者等期間	10年以上	8年以上 10年未満	6年以上 8年未満	4年以上 6年未満	2年以上 4年未満	1ヵ月以上 2年未満

年1回	12月	年金の支給日は 支払い月の15日 (金融機関休業日の 場合は、前営業日)
年2回	6月 12月	
年3回	4月 8月 12月	
年4回	3月 6月 9月 12月	
年6回	2月 4月 6月 8月 10月 12月	
毎月	毎月	

2 障害給付金

法で定められた障がいの状態になったときに、年金または一時金で受取ります。受取り方法は老齢給付金と同じです。

3 死亡一時金

加入者が亡くなった場合に、ご遺族が一時金で受取ります。【表3】

Check! 6

掛金の制限について

掛金は1,000円単位で指定できますが、上限と下限があります。

下限(共通)
月額 5,000円

第1号被保険者 自営業などの方

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業の方、農業や漁業に従事している方(農業者年金の被保険者を除く)、その配偶者の方、学生の方、および無職の方

上限月額
68,000円
(年額 816,000円)

第2号被保険者

会社員の方 | 公務員などの方

65歳未満の厚生年金保険の被保険者(民間の会社員)の方および共済組合の組合員(国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など)の方

他の企業年金等の加入状況	月額上限
A 他年金制度なし	23,000円(年額 276,000円)
B 企業型確定拠出年金 ^{※6}	20,000円(年額 240,000円)
C 企業型確定拠出年金 + D~Gの他制度 ^{※7}	12,000円 (年額 144,000円)
D 確定給付企業年金	
E 厚生年金基金	
F 石炭鉱業年金基金	
G 私立学校教職員共済制度(長期)	
H 国家公務員共済組合(長期)	
I 地方公務員共済組合(長期)	

第3号被保険者

専業主婦(夫)の方

20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者の方

上限月額
23,000円
(年額 276,000円)

任意加入被保険者

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望し、60歳以降でも国民年金に加入される方(第2号被保険者を除く)。また、20歳以上60歳未満の海外に居住する日本人の方や、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上75歳未満の任意加入被保険者の方

上限月額
68,000円
(年額 816,000円)

国民年金基金の掛金

または

国民年金の付加保険料
(月額400円)

+

iDeCoの掛金額

=

合計上限 68,000円(月額)

※拠出限度額に満たなかった掛金の差額は、手続きをすることで同一年内の他の月の掛金に繰り越すことができます。

※老齢基礎年金または老齢厚生年金を65歳前に繰り上げ請求された方は法令によりiDeCoの加入要件を満たしている場合であってもiDeCoの加入することはできません。

表3 死亡一時金の支給対象者

受取人指定	支給対象者
あり	指定されている人に支給
なし	個人型年金規約にしたがい支給

※5 確定拠出年金(企業型または個人型)の「加入者等」であった期間のこと。また、「退職一時金」や「企業年金(※)」を確定拠出年金に移行している場合、それらの期間も含まれます。

※企業年金とは、「厚生年金基金」、「確定給付企業年金」および「適格退職年金」をいいます。

※6※7 企業型確定拠出年金へ加入している方は、以下の①~③を満たす必要があります。

①iDeCoの掛金額は、上記の月額上限の他に、各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額と合算して月額5.5万円(※6の場合)または月額2.75万円(※7の場合)を超えないこと。

②掛金(企業型確定拠出年金の事業主掛金・iDeCo)が毎月拠出であること。

③企業型確定拠出年金のマッチング拠出(加入者掛金拠出)を利用していないこと。

Check!

7

手数料について

〈ひろぎん〉iDeCoの手数料は以下のとおりです。(2023年4月1日現在)

お申込み時 (消費税込み)	お支払い先	初めて加入される方	企業型確定拠出年金等から資産を移換し運用のみを行う方
		加入者 (掛金を拠出する方)	運用指図者 (掛金を拠出せず、運用のみを行う方)
	国民年金基金連合会	初回のみ 2,829円	

加入者の方は初回到納する掛金から、運用指図者の方は移換された資産(年金資産)から控除されます。

月額管理手数料 (消費税込み)	国民年金基金連合会	105円	-
	三菱UFJ信託銀行/日本マスター トラスト信託銀行(事務委託先金融機関)	66円	66円
	広島銀行(運営管理機関)	309円	309円
	合計	480円	375円

加入者の方は、掛金から控除されます。掛金から手数料が差し引かれるため、運用に回される金額は「掛金額から手数料を控除した額」となります。掛金の拠出がない月は、国民年金基金連合会の手数料(105円)はかかりません。その月の手数料は、運用指図者の方と同様、年1回積立てられた資産(年金資産)から控除されます。なお、納付月と金額を指定して納付する方は、次回の掛金から控除されます。

運用指図者の方は、月額管理手数料については、12月～11月分をまとめて翌年3月に積立てられた資産(年金資産)を取崩し控除されます。なお、年金資産を取崩す場合は、運営管理機関が予め定めた商品順で売却します。

その他の手数料(消費税込み)

受給者の方(積立てられた資産を受給する方)も年金資産がある期間は、運用指図者としての月額管理手数料がかかります。年金受給者の方の月額管理手数料は、給付金から控除されます。また、給付にかかる手数料として、1回あたり440円(事務委託先金融機関手数料)が給付金から控除されます。

国民年金の保険料未納者の方など掛金の納付が認められず掛金相当額が還付された場合には、発生の都度1,488円の手数料(国民年金基金連合会1,048円および事務委託先金融機関手数料440円)が還付金から控除されます。

※手数料は今後変更される場合がありますのでご了承ください。
※月額管理手数料は、お申込み書類を当行が受付けた月から発生します。

Check!

8

こんなときには コールセンターへご連絡を(ご加入後の手続き)

以下のような場合には届出が必要になりますので、コールセンターへご連絡ください。

- 氏名、住所が変わったとき
- 掛金の引落口座や金融機関を変更するとき
- 掛金額を変更するとき
- 掛金拠出を停止するとき
- 運営管理機関を変更するとき
- 死亡したとき
- 同一事業所内で他の企業年金の加入状況等に変更があったとき
- 転職したとき
- 国民年金の被保険者種別が変更になったとき(第2号被保険者から第3被保険者など)



こちらについては変更が生じた後、速やかに届け出が必要です。
お届け頂かなかった場合は、掛金が自動的に停止となる場合があります。

STEP 3

必要書類を確認しましょう!

お申込みに必要な書類は以下の通りです。書類送付の際には必要な書類をもれなくお送りいただきますよう、お願い致します。



チェック
しよう!

A

加入手続きの方 (掛金を拠出する方)



確認	書類名	同封	備考	対象者
<input checked="" type="checkbox"/>	 個人型年金加入申出書*	同封		全員
<input checked="" type="checkbox"/>	 事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)	同封	勤務先(人事部、総務部等)へ証明をご依頼ください。	第2号被保険者(共済組合員以外)の方のみ 第2号被保険者(共済組合員)の方のみ
<input checked="" type="checkbox"/>	 確認書	同封		全員
<input checked="" type="checkbox"/>	 基礎年金番号確認書類(写)	別途ご準備ください	年金手帳、基礎年金番号通知書など、番号を確認できる書類をコピーしてください。	全員

*掛金を納付月と金額を指定して納付する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届」も併せてご提出ください。
※任意加入被保険者の方は「任意加入被保険者用別紙」も併せてご提出ください。

B

移換手続きの方 (企業型確定拠出年金から個人型確定拠出年金(iDeCo)へ資産を移換する方)



確認	書類名	同封	備考	対象者
<input checked="" type="checkbox"/>	 個人別管理資産移換依頼書	同封		全員
<input checked="" type="checkbox"/>	 確認書	同封		全員
<input checked="" type="checkbox"/>	 加入者資格喪失のお知らせ*(写) ※書類の名称は、記録関連運営管理機関によって異なります。	別途ご準備ください	企業型確定拠出年金の資格喪失時に送付されてきます。	全員
<input checked="" type="checkbox"/>	 基礎年金番号確認書類(写)	別途ご準備ください	年金手帳、基礎年金番号通知書など、番号を確認できる書類をコピーしてください。	全員

※加入と同時に移換手続きのある方は、AとBの両方の書類が必要です。
なお、同時手続きの際は、「確認書」および「基礎年金番号確認書類(写)」は各1部のみご用意ください。
※ご提出後、内容確認が出来ない場合などにおいては、お電話または郵便にてご連絡させていただきますので、予めご了承下さいませ。



お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
(ひろぎん)の窓口
または

(ひろぎん)確定拠出年金コールセンター
☎0120-169-401

受付時間 | 平日・土・日/9:00~17:00
(ただし、祝休日(土・日が祝休日の場合は営業)
および大晦日・正月3が日は除く)

(ひろぎん)iDeCo
ホームページ
ひろぎん イデコ 🔍 検索



(ひろぎん)
公式アプリ

